

2024年6月1日

新型コロナウイルス感染症等の取り扱いに関する基本方針及び学生・教職員の行動指針

大阪医科薬科大学

新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づき5類感染症に分類されてから約1年が経過し、社会では一般的な感染症と見なされるようになりました。しかし、重症化リスクが高い人々や高齢者にとっては依然として深刻な脅威です。

本部キャンパスの大学病院では、重症化リスクの高い患者さんが治療を受けており、職員や学生からの感染を防ぐ必要があります。これは新型コロナウイルスに限らず、他の感染症にも共通することであり、医療系総合大学としての重要な責務として、基本方針及び学生・教職員の行動指針を、以下の通り定めます。

1.健康管理について

各自体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感など軽い症状であっても感染症を疑わせる症状を自覚した場合には、直ちに相談窓口ご連絡してください。罹患した場合も報告して下さい。

医学部・看護学部：本部キャンパスの保健管理室 (072-684-6550, hokekan@ompu.ac.jp)
薬学部：阿武山キャンパスの健康管理支援室 (072-690-1014, p-health@ompu.ac.jp)

2. 正課活動について

- ①講義及び基礎実験実習は、必要に応じて遠隔を用いますが原則として対面で行います。新型コロナウイルス感染防止を目的とする遠隔教育は行いません。
- ②本部キャンパスの建物内では、原則サージカルマスクを着用してください。ただし、講義実習棟及び新講義実習棟の建物内、本部以外のキャンパスではそれぞれの学部長の指示に従ってください。
- ③担当教員の判断でマスク着用を指示することがありますので、それに従ってください。
- ④臨床・臨地実習では、それぞれの施設の指示に従ってください。本学の学生又は他学の学生が大学病院で実習を行う場合は、『大学病院における学生実習について』に従ってください。
- ⑤その他必要な事項は学部長からの指示に従ってください。

3.正課外活動について

医療従事者と同様の自覚を、すべての学生に求めます。特に患者さんと接する可能性がある院内等（コンビニを含む）では、サージカルマスクの着用を必須とします。

①クラブ活動や会食等について

体調不良を自覚している学生は、クラブ活動や会食には参加しないでください。各競技団体

等が独自の感染対策を策定している場合はそれを遵守してください。

②学生のアバイトについて

学生がアルバイト等に従事する場合は、自身の体調管理を行い、軽微でも体調不良がある場合は勤務先の指示に従ってください。特に、医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い人がいる場所でアルバイトを行う場合は、感染予防に十分留意してください。

4.海外渡航について

海外渡航に関しては外務省、検疫所及び相手国の指示に従ってください。学生は、従来通り海外渡航届を各学部事務に提出してください。教職員が海外渡航を計画する場合、各所属長に渡航計画等を事前に報告してください。帰国後に体調不良がある場合は速やかに報告のうえ、上記 1. に基づき対応してください。

以上、基本的な大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科では、グループウェア又はユニバーサル・パスポートにて配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。
※この基本方針は 2024 年 6 月 1 日現在のものであり、今後の状況によって、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。基本方針の変更時は、随時ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。